

医 感 第 300 号
令和 8 年 9 月 28 日

各病院長 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について

日頃、本県の予防接種行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添の「季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について（令和 8 年 9 月 16 日付け医政産企発 0916 第 1 号・感予発 0916 第 1 号厚生労働省医政局医薬産業振興企画課長及び健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）」により通知がありましたので、御承知おきください。

記

- 1 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定するインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いします。
 - （1）65歳以上の者
 - （2）60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者
- 2 13歳以上の者に係るインフルエンザHAワクチンについては、いずれの製造販売業者の製品においても、用法・用量は「13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1～4週間の間隔をおいて2回注射する。」とされています。世界保健機関（WHO）からは、季節性インフルエンザワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法について、9歳以上の小児及び健康成人に対しては「1回注射」が適切である旨の見解が示されていることに鑑み、（1）の対象者に係る定期の予防接種では1回接種としています。
- 3 ワクチンには、製品によっては同一バイアルで複数回投与できるよう、あらかじめバイアル内に十分な薬液量が充填されているものがあります。これらの製品については、取扱いに十分留意した上で、その効率的な使用に努めるようお願いします。なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使

用する場合は、各ワクチンの添付文書に記載されている使用上の注意に従って適正な使用をお願いします。

- 4 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいです。例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。なお、卸売販売業者に対して、「医療機関からのワクチンの大量注文に対しては、昨年度の納入実績及び返品実績を確認し、接種に支障がない限り分割納入を行う」旨を依頼していますので御協力をお願いします。また、接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いします。あわせて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和8年3月4日改訂）にも返品の扱いが示されていますので、参照してください。